

第 6 期

定時株主総会及び 普通株主による 種類株主総会招集ご通知



S I H D

日時 平成27年 6月26日 (金曜日)
午前10時

場所 大阪国際会議場 (グランキューブ大阪)
10階 会議室
大阪市北区中之島5丁目3番51号
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株式会社 池田泉州ホールディングス
証券コード：8714

目次

第6期定時株主総会及び 普通株主による種類株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
第6期事業報告	3
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告書	37
(株主総会参考書類)	
【定時株主総会】	
決議事項	
第1号議案 剰余金処分の件	40
第2号議案 定款一部変更の件 (1)	41
第3号議案 定款一部変更の件 (2)	50
第4号議案 定款一部変更の件 (3)	58
第5号議案 取締役12名選任の件	61
第6号議案 補欠監査役1名選任の件	69
【普通株主による種類株主総会】	
決議事項	
第1号議案 定款一部変更の件 (2)	70
第2号議案 定款一部変更の件 (3)	70
インターネットによる議決権行使の お手続きについて	71

(証券コード 8714)
平成27年6月5日

株主の皆さまへ

大阪市北区茶屋町18番14号

株式会社 池田泉州ホールディングス

代表取締役社長 藤 田 博 久

第6期定時株主総会及び普通株主による 種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第6期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

今回の定時株主総会には、第3号議案「定款一部変更の件(2)」及び第4号議案「定款一部変更の件(3)」を議案として上程いたしますが、これらの議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づくご決議をいただくため、普通株主による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、平成27年6月25日(木曜日)午後5時40分までに、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送いただくか、「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」(71頁から72頁まで)をご参照のうえ、パソコンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evot.jp/>)により議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島5丁目3番51号
大阪国際会議場(グランキューブ大阪)
10階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
〔定時株主総会〕
報告事項 1 第6期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第6期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件（1）
第3号議案 定款一部変更の件（2）
第4号議案 定款一部変更の件（3）
第5号議案 取締役12名選任の件
第6号議案 補欠監査役1名選任の件
〔普通株主による種類株主総会〕
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件（2）
第2号議案 定款一部変更の件（3）

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表及び連結計算書類の連結注記表につきましては、法令及び定款第23条の規定にもとづき、当社ホームページ(<http://www.senshuikedahd.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類または連結計算書類の一部であります。
 - ◎招集通知添付書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正事項を当社ホームページ(<http://www.senshuikedahd.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

添付書類

第6期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告

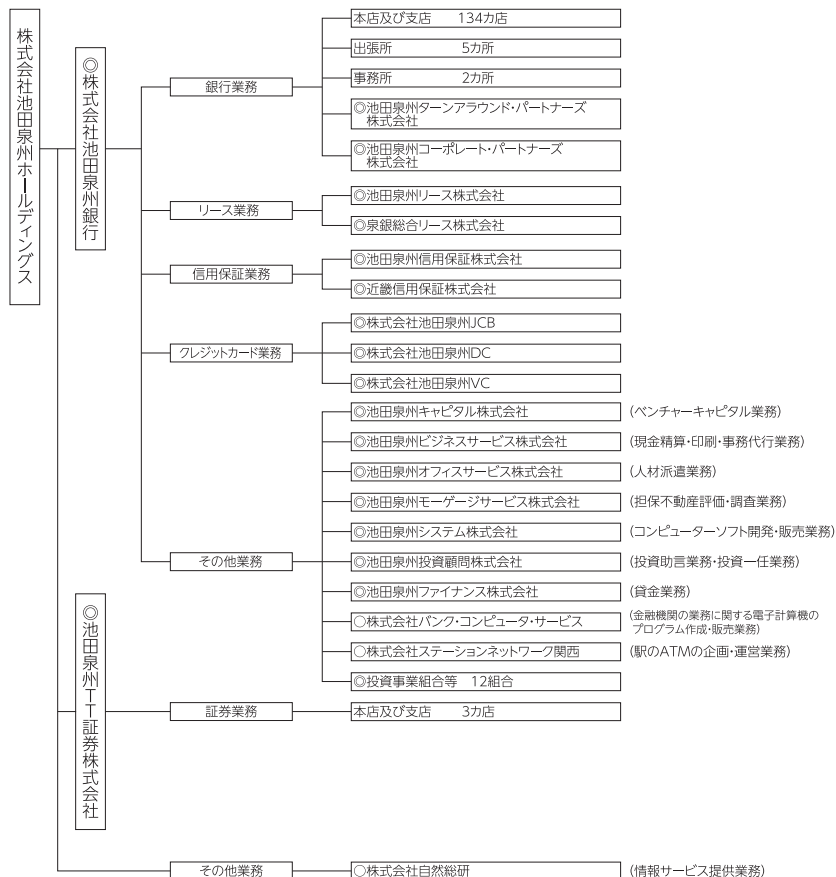
1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社池田泉州銀行並びに池田泉州T T証券株式会社を含む連結子会社30社及び持分法適用関連会社3社から構成され、銀行業務を中心に、証券業務並びにリース業務などの幅広い金融サービスの提供を行っております。

主要な事業を系統図によって示すと次のとおりであります。



◎は連結子会社
○は持分法適用関連会社

金融経済情勢

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動はありましたが、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は底堅い動きとなり、企業収益も改善の動きがみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。

物価情勢につきましては、年前半は緩やかに上昇しましたが、その後は、国内企業物価は国際商品市況の下落を反映して緩やかに下落し、消費者物価は横ばいとなりました。

金融面につきましては、日本銀行による異次元の金融緩和のもとで、マネタリーベースが大きく増加し、無担保コールレート（翌日物）が0.1%を下回る水準で推移しました。長期金利は、日本銀行による国債大量買入で堅調な債券需給が続く中、欧米の長期金利も低下基調となったことで、日本国債利回り（10年物）は1月に史上最低金利（0.195%）をつけ、その後は0.3%台から0.4%台で推移しました。

株価につきましては、5月中旬まで弱含みで推移しましたが、5月下旬以降は政府の新しい成長戦略への期待感や米国株価の上昇を好感して緩やかな上昇基調となり、9月末には16,000円台前半となりました。10月に入り、世界的な景気減速懸念などから下落しましたが、10月末の日本銀行の追加金融緩和により急反発し、その後も円安の進行や消費税増税の先送り、国内景気の回復や企業業績の拡大を受けて、3月下旬には19,000円台後半まで上昇しました。

企業集団の事業の経過及び成果

当社子銀行である池田泉州銀行は、平成22年5月、大阪府北部と阪神間を主要地盤とする「池田銀行」と大阪府南部を主要地盤とする「泉州銀行」が合併して誕生しました。

以来、大阪バイエリアをマザーマーケットとして、何よりも「地域のため、地域の皆さまのお役に立つこと」を目指し、関西活性化・地元への貢献と当社グループの業績の伸展に取り組んでまいりました。

また、平成25年9月には、資産運用分野において多様化・高度化する地域のお客さまのニーズによりの確にお応えするとともに、当社グループの総合的な金融機能・提案力の強化を図ることを目的に、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社との共同出資により、当社グループの持つ強固な営業基盤と、東海東京フィナンシャル・グループの証券業を中心とする高度なノウハウ・機能を融合させた、地域に根ざした新しい形の証券子会社として、池田泉州T T証券株式会社の営業を開始しました。

更に、昨年12月には、グループ戦略の更なる向上を目的に、シンクタンク機能を有する株式会社自然総研について、子銀行による出資から当社直接出資へと再編しました。

これらを通じて、当社グループの金融提案力、総合力は一段と向上するとともに、引き続き、「開かれたホールディングス」として基本戦略である「アライアンス戦略」を推進し、独立系金融グループとしての強みを活かしながら、他の金融機関等との連携を通じて、お客さまの多様なニーズに的確に対応していくことで、地域における当社グループの競争力を高め、マーケット・シェアのアップ、連結収益の向上を実現してまいります。

また昨年5月、人口減少や地域経済の変遷など変化する将来に向け成長戦略をより確かなものとするため、『長期経営計画～2020年度に向けて』を策定しました。長期経営計画では、「収益力の拡大」「強靱な企業体質の確立」「自己資本の充実」を重点戦略に定めると共に、地域金融機関として従来にも増して地域との「共生」に力を注いでまいります。

当社グループの連結業績につきましては、連結経常収益は、有価証券利息配当金の増収を主因とする資金運用収益の増加、預かり資産販売手数料の増収による役務取引等収益の増加、国債等債券売却益の増加によるその他業務収益の増加により、平成25年度比95億円増加し、1,143億円となりました。

一方、連結経常費用は、預金などの調達利回りの低下を主因とした資金調達費用の減少、経費などの削減による営業経費の減少や与信関連費用などのその他経常費用の減少などがありました。国債等債券売却損などのその他業務費用が増加したことにより、平成25年度比56億円増加し、929億円となりました。

以上の結果、連結経常利益は平成25年度比38億円増加し、213億円となりました。また、特別利益として負ののれん発生益15億円を計上しましたが、平成25年度に特別利益として計上した退職給付信託設定益22億円がなくなったことや、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなったことなどから、繰延税金資産を24億円取り崩す必要が生じ、法人税等合計として42億円を計上したことから、連結当期純利益は平成25年度比9億円増加し、2期連続過去最高益となる175億円となりました。

また、預金・譲渡性預金の平成26年度末残高は、子銀行において個人預金・法人預金ともに順調に推移したことから、平成25年度末比1,579億円増加し、4兆7,386億円となりました。

貸出金の平成26年度末残高は、地元企業への事業性貸出を中心に、平成25年度末比702億円増加して、3兆6,725億円となりました。

有価証券の平成26年度末残高は、子銀行における国債並びに外国証券の売却・償還などにより、平成25年度末比2,363億円減少して、1兆1,392億円となりました。

【連結決算概要】

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	増減
連結経常収益	1,048	1,143	+95
連結経常費用	873	929	+56
連結経常利益	175	213	+38
連結当期純利益	166	175	+9
	平成25年度末	平成26年度末	増減
預金・譲渡性預金	45,807	47,386	+1,579
貸出金	36,023	36,725	+702
有価証券	13,755	11,392	△2,363

なお、子会社である池田泉州銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

コア業務純益につきましては、有価証券利息配当金の増収を主因とする資金利益の増加、預かり資産販売手数料の増収を主因とする役務取引等利益の増加並びに経費削減により、平成25年度比47億円増加し、179億円となりました。

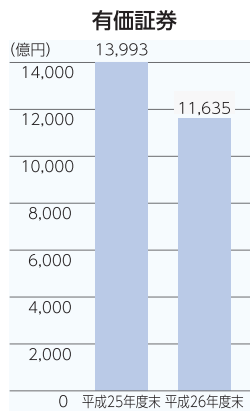
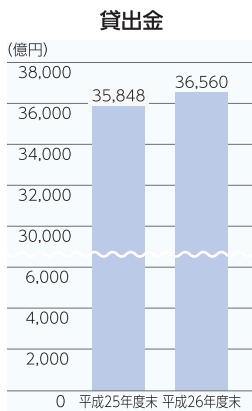
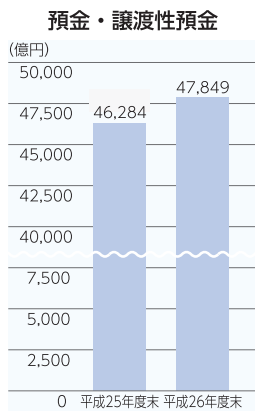
経常利益につきましては、平成25年度比42億円増加し、177億円となりました。また、平成25年度に特別利益として計上した退職給付信託設定益22億円がなくなったことや、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなったことなどから、繰延税金資産を22億円取り崩す必要が生じ、法人税等合計26億円を計上したことから、当期純利益につきましては、平成25年度比3億円増加の150億円となりました。

【池田泉州銀行（単体）の業績及び主要勘定期末残高】

（単位：億円）

	平成25年度	平成26年度	増減
コア業務純益	132	179	+47
経常利益	135	177	+42
当期純利益	147	150	+3
与信関連費用	18	13	△5

	平成25年度末	平成26年度末	増減
預金・譲渡性預金	46,284	47,849	+1,565
貸出金	35,848	36,560	+712
有価証券	13,993	11,635	△2,358



企業集団の対処すべき課題

当社グループの地盤とする大阪ベイエリアは、阪神港と3つの空港を有し、東京都に匹敵する人口と事業所が高密度に存在する全国有数の恵まれたマーケットです。

当社グループは、こうした「地域力 (ポテンシャル)」を活かし、地域の活性化を促していくことが地域金融グループとして、私どもに与えられた責務であるとの認識の下、積極的に「地域力」を高める努力をし、結果として、当社グループも地域とともに成長していく「ビジネスモデル (地域密着型金融)」を推進してまいります。

このビジネスモデルを具体化するために、当社グループはグループ経営戦略として、「効率化の徹底」「アライアンスの推進」「競争力強化のための3つの独自戦略 (成長戦略)」を掲げています。

「効率化の徹底」におきましては、業務プロセスの見直しによる重複業務の削減等、業務効率化に加え、事務体制や人員戦略を一体的に検討し、ローコストオペレーションを実現してまいります。

「アライアンスの推進」におきましては、独立系の金融機関ならではの系列・グループにとらわれない自由度の高い独自ネットワークを活かし、お客さまのニーズに合った高品質の商品・サービスを提供いたします。

「競争力強化のための3つの独自戦略 (成長戦略)」では、「親切で新しい」をモットーに戦略3本部 (アジアチャイナ本部・プライベートバンキング本部・先進テクノ本部) による以下のような取組みを通じて、当社グループの独自戦略としての「地域第一主義」「独自の提案力」に更に磨きを掛けつつ、お客さまサービスの向上に努めてまいります。

(1) アジア・チャイナビジネスのサポート力強化

蘇州事務所で集積したニーズ・実績、独立系地銀ならではの自由で幅広いネットワークを活用して、アジアチャイナ全域におけるお客さまに対するサポート力を飛躍的に高めてまいります。

(2) プライベートバンキング業務の推進

高品質な専門家ネットワークにより付加価値の高いサービスを提供し、法人・個人を問わず、「プロが」「中長期的に」「幅広く」「オーダーメイド」で様々なニーズに対応いたします。

(3) 産学官連携推進と先進テクノ企業のサポート

関西主要大学・公的機関との緊密な産学官ネットワークを活用し、助成金応募先等の先進技術をもった企業の育成・サポートを行ってまいります。

このグループ経営戦略をもとに将来の環境変化を踏まえた持続可能な収益ビジネスモデルを付加し、平成26年5月に『長期経営計画～2020年度に向けて』を策定しました。長期経営計画では、「収益力の拡大」、「強靱な企業体質の確立」、「自己資本の充実」の3項目を重点戦略とし、新たな収益モデルを目指してまいります。

今後重点的に強化するマーケットは、「中小企業・オーナー」、「地元地主層」、「個人シニア層」とし、如何にして変化に対応するかを明確化しました。

- ・法人新規獲得や住宅ローンの取組みを、「将来のビジネス」に向けた「入口」と位置付ける。
- ・高齢者ビジネスは、事業承継、医療介護ビジネス、大相続時代到来下の相続税法改正への対応を図る。
- ・海外ビジネスとして、海外進出支援やASEAN共同体、TPP、EPAへの対応を図る。

また、収益機会の拡大に向け取り組むべき新しい7つの施策を設定しました。

- ① 貸出業務は「収益」ビジネスの入口
- ② 世代を繋ぐビジネスへの取組み
- ③ 住宅ローンストックを活かした商品提案の多様化
- ④ 預り資産の増強
- ⑤ アジアチャイナ戦略の更なる強化
- ⑥ チャネル戦略の変革
- ⑦ BPR（コスト削減）

以上をもとに、地元中小企業向け貸出、住宅ローンや消費者ローンを中心とした貸出ポートフォリオを構築し、預り資産ビジネスやプライベートバンキング業務、アジア・チャイナビジネスなどに注力し、収益力の拡大、企業価値の向上を目指してまいります。

さらに、『長期経営計画～2020年度に向けて』に掲げた重点戦略の一つである「自己資本の充実」を遂行し、長期経営計画の達成を確実なものとするため、平成27年2月に「長期的資本政策」を策定しました。

(長期的資本政策)

1. 概要

平成27年4月7日をもって、第二種優先株式250億円（社債型優先株式）から、第1回第七種優先株式250億円（強制転換条項付優先株式）への入れ替えを実施しております。具体的には、第三者割当により第1回第七種優先株式を発行し、当該資金調達等により第二種優先株式の取得及び消却を行っております。

また、平成27年4月10日開催の取締役会決議に基づき、普通株式37,000,000株の一般募集及び5,550,000株（全部又は一部につき申込みが行われず、発行数が減少し又は発行そのものが全く行われない場合があります。）の第三者割当増資により最大42,550,000株の新株式発行による資本調達を行います。

これにより、銀行持株会社及び銀行の自己資本比率規制である「バーゼルⅢ」に、将来に亘って安定的に対応する目途が立てられるものと考えております。従って、現在の第二種～第七種優先株式の発行枠につきましては、既に発行しているもの及び今後発行するものを除いて、全て、今回の株主総会にて削除及び減額をお諮りいたします。今後は、地域活性化、地方創生等に繋がる積極的な戦略に更にスピードを上げて取り組み、「長期経営計画」の達成に向けた確実性を高めるべく取り組んでまいります。

今後の長期的な資本政策としては、「長期経営計画」の遂行による内部留保の大幅な積み上げにより、既存の劣後債務及び優先株式につきましては、順次現金償還、買入消却を行っていく方針です。

併せて、今後蓄積される内部留保をもとに、株主還元を強化します。具体的には、「ROE」や「株主還元比率」を経営目標に導入すると共に、将来は自社株買い等にも積極的に取り組む方針です。

2. 目的・狙い

(1) 長期経営計画の達成に向けた確実性を高める

長期経営計画においては、「自己資本の充実～最適な長期的資本政策の遂行」を重点施策として掲げる中、今回、2020年度を展望して必要かつ最小限の資本調達を行い、これをもって長期経営計画における経営課題である「最適な資本政策遂行」を「完了」できるものと考えております。

今後は、経営資源を「地元」「中小企業」等に集中し、長期経営計画の施策を更にスピードを上げて具現化していくことで収益拡大につなげ、長期経営計画の収益計画を確実に遂行すべく取り組んでまいります。

更に、当社がこれまで取り組んできた地元企業や地域社会との「共生」を目指した諸施策は、現在、国を挙げて推進中の『まち・ひと・しごと創生総合戦略』にそのまま繋がるものであり、これに更に積極的に取り組むことで、地域活性化、地方創生に寄与してまいります。

(2) バーゼルⅢ対応に目途

平成26年3月末より適用開始となった新しい自己資本比率規制（バーゼルⅢ）により、自己資本の定義が変更となりました。

当社グループは、従来から自己資本比率10%前後を安定的に確保し、健全経営を行ってきましたが、資本構成の入替が適当と判断しました。

計画している資本調達と今後、長期経営計画を遂行することで、現在の劣後債務や優先株式を全て現金償還、買入消却しつつ、将来に亘って「バーゼルⅢ」に安定的に対応していく目途が立ち、資本政策上の課題を一気に解決できるものと考えております。

(3) 「配当金＋劣後債務費用」の削減による内部留保蓄積

バーゼルⅢの自己資本比率規制下にある当社にとりましては、「配当金（普通株式＋優先株式）＋劣後債務費用」が、いわば「資本関連コスト」として必要となりますが、優先株式の入れ替えを行うことで調達コストが低下するため、普通株式増資を行った後も、この「資本関連コスト」はほぼ横ばいで推移するものと考えております。更に、今後内部留保の蓄積により劣後債務や優先株式の現金償還、買入消却を進めることで、将来はこれが大きく低下していくものと考えております。

長期経営計画の遂行により、安定的な自己資本比率を維持しながら、内部留保蓄積力を強化してまいります。

(4) 今後の資本政策～株主還元強化とROEを重視した経営

今後蓄積される内部留保をもとに、株主還元を強化します。「株主還元比率」を経営目標に導入すると共に、将来は自社株買い等にも積極的に取り組んでいく方針です。

また、「ROE」を経営目標に導入いたします。収益力の強化と株主還元を同時にしっかりと進めることで、ROEを安定的に高めていくよう、努めていく方針です。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	1,159	1,115	1,048	1,143
連結経常利益	109	128	175	213
連結当期純利益	38	101	166	175
連結包括利益	49	301	92	450
連結純資産額	1,633	1,853	1,963	2,347
連結総資産	49,926	49,944	53,497	55,195

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
営業収益	72	64	109	61
受取配当額	62	56	100	54
銀行業を営む子会社	62	56	100	54
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	百万円 6,334	百万円 5,649	百万円 10,010	百万円 5,410
1株当たり当期純利益	円 銭 18 14	円 銭 16 90	円 銭 36 90	円 銭 15 16
総資産	1,896	1,908	1,985	1,908
銀行業を営む子会社株式等	1,827	1,827	1,827	1,827
その他の子会社株式等	—	—	24	24

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、平成24年8月1日に、普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式について、それぞれ5株を1株の割合で併合いたしました。平成23年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定し、平成23年度の1株当たり当期純利益の金額を遡及修正しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末						前 年 度 末					
	銀行業務	証券業務	リース業務	信用保証業務	クレジットカード業務	その他業務	銀行業務	証券業務	リース業務	信用保証業務	クレジットカード業務	その他業務
使用人数	2,503人	78人	28人	29人	31人	149人	2,613人	67人	30人	34人	40人	155人

- 注1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 2. 当社は、「銀行業」の単一セグメントであるため、セグメント情報を記載しておりません。そのため、事業の種類別の使用人の状況を記載しております。
 3. 使用人数は、執行役員を含んでおりません。

(4) 企業集団の営業所等の状況

当社は、「銀行業」の単一セグメントであるため、セグメント情報を記載しておりません。そのため、事業の種類別の営業所等の状況を記載しております。

イ. 銀行業務

株式会社 池田泉州銀行

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
大阪府	106	(3)	106	(3)
兵庫	30	(2)	30	(2)
京都府	1	(—)	1	(—)
和歌山	1	(—)	1	(—)
東京都	1	(—)	1	(—)
合 計	139	(5)	139	(5)

- 注1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を218か所（前年度末217か所）設置しております。
 2. 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を1か所（前年度末1か所）設置しております。

池田泉州ターンアラウンド・パートナーズ株式会社

	当 年 度 末	前 年 度 末
大 阪 府	店 1	店 1
合 計	1	1

池田泉州コーポレート・パートナーズ株式会社

	当 年 度 末	前 年 度 末
大 阪 府	店 1	店 1
合 計	1	1

□. 証券業務

	当 年 度 末	前 年 度 末
大 阪 府	店 2	店 2
兵 庫 県	1	1
合 計	3	3

ハ. リース業務

	当 年 度 末	前 年 度 末
大 阪 府	社 2	社 2
合 計	2	2

二. 信用保証業務

	当 年 度 末	前 年 度 末
大 阪 府	社 2	社 2
合 計	2	2

ホ. クレジットカード業務

	当 年 度 末	前 年 度 末
大 阪 府	社 3	社 3
合 計	3	3

ヘ. その他業務

	当 年 度 末	前 年 度 末
大 阪 府	社 8	社 8
合 計	8	8

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業務	証券業務	リース業務	信用保証 業 務	クレジット カード業務	その他業務	合 計
設備投資の総額	3,415	36	50	22	2	49	3,576

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、「銀行業」の単一セグメントであるため、セグメント情報を記載しておりません。そのため、事業の種類別の設備投資の状況を記載しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業の別	会 社 名	内 容	金 額
銀行業務	株式会社 池田泉州銀行	店舗・事務機器等	1,569
		ソフトウェア	1,845

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区	銀行業務	昭和26年9月1日	50,710百万円	100.00% (—)	
池田泉州TT証券株式会社	大阪市北区	証券業務	平成25年1月30日	1,250百万円	60.00% (—)	
池田泉州ターンアラウンド・パートナーズ株式会社	大阪市北区	銀行業務	平成25年1月4日	100百万円	100.00% (100.00%)	
池田泉州コーポレート・パートナーズ株式会社	大阪市北区	銀行業務	平成25年1月4日	100百万円	100.00% (100.00%)	
池田泉州リース株式会社	大阪市北区	リース業務	昭和61年4月1日	50百万円	95.00% (95.00%)	
泉銀総合リース株式会社	大阪府岸和田市	リース業務	昭和60年10月23日	120百万円	100.00% (100.00%)	
池田泉州信用保証株式会社	大阪府池田市	信用保証業務	昭和48年7月20日	180百万円	100.00% (100.00%)	
近畿信用保証株式会社	大阪府貝塚市	信用保証業務	昭和50年4月1日	100百万円	100.00% (100.00%)	
株式会社池田泉州JCB	大阪府池田市	クレジットカード業務	昭和58年2月1日	60百万円	100.00% (100.00%)	
株式会社池田泉州DC	大阪府池田市	クレジットカード業務	平成2年9月5日	30百万円	100.00% (100.00%)	注4
株式会社池田泉州VC	大阪府池田市	クレジットカード業務	平成2年11月2日	40百万円	100.00% (100.00%)	
池田泉州キャピタル株式会社	大阪市北区	ベンチャーキャピタル業務	平成元年3月6日	90百万円	100.00% (100.00%)	
池田泉州ビジネスサービス株式会社	大阪市北区	現金精算・印刷・事務代行業務	昭和58年4月1日	30百万円	100.00% (100.00%)	
池田泉州オフィスサービス株式会社	大阪府池田市	人材派遣業務	昭和63年7月11日	20百万円	100.00% (100.00%)	
池田泉州モーゲージサービス株式会社	大阪府箕面市	担保不動産評価・調査業務	平成3年10月28日	20百万円	100.00% (100.00%)	

会社名	所在地	主要業務 内 容	設 立 年 月 日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
池田泉州システム 株 式 会 社	大阪市北区	コンピューターソフト 開発・販売業務	昭和60年 6月10日	50百万円	98.00% (98.00%)	
池田泉州投資顧問 株 式 会 社	大阪市北区	投資助言業務・ 投資一任業務	昭和62年 4月1日	120百万円	100.00% (100.00%)	
池田泉州ファイナンス 株 式 会 社	大阪市北区	貸 金 業 務	平成25年 3月15日	10百万円	100.00% (100.00%)	

注1. 記載金額は単位未満を、当社が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は、子会社等による間接所有の割合（内書）であります。
3. 当社の連結対象子会社は上記18社及び投資事業組合等12組合、持分法適用関連会社は3社であります。
4. 平成26年10月1日に、株式会社ディーアイは、株式会社池田泉州DCに社名変更いたしました。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
藤田博久	代表取締役社長	株式会社池田泉州銀行代表取締役頭取	銀行業
片岡和行	代表取締役会長 監査部担当	株式会社池田泉州銀行代表取締役会長	銀行業
久保田洋	代表取締役 人事総務部担当	株式会社池田泉州銀行代表取締役専務	銀行業
辻二郎	代表取締役	株式会社池田泉州銀行代表取締役専務	銀行業
田原彰	取締役 秘書役兼企画部担当	株式会社池田泉州銀行常務取締役	銀行業
鵜川淳	取締役	株式会社池田泉州銀行常務取締役	銀行業
井上基	取締役	株式会社池田泉州銀行常務取締役	銀行業
前川浩司	取締役	株式会社池田泉州銀行取締役	銀行業
前野博生	取締役 総合リスク管理部担当	株式会社池田泉州銀行取締役	銀行業
宮田浩二	取締役 企画部長	株式会社池田泉州銀行取締役	銀行業
平松一夫	取締役（社外役員）	学校法人関西学院理事	
		住友電気工業株式会社取締役（社外役員）	
		大同生命保険株式会社監査役（社外役員）	
		新明和工業株式会社取締役（社外役員）	
		株式会社池田泉州銀行取締役（社外役員）	銀行業
昌尾一弘	監査役	池田泉州T T証券株式会社監査役（社外役員）	証券業
西隆史	監査役		
今中利昭	監査役（社外役員）	弁護士法人関西法律特許事務所弁護士	
佐々木敏昭	監査役（社外役員）	学校法人泉州学園理事長	

(当年度中に退任した役員)			
氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
福地直哉	代表取締役 監査部担当	株式会社池田泉州銀行代表取締役専務	平成26年6月 27日退任
井角和博	代表取締役	株式会社池田泉州銀行代表取締役専務	平成26年6月 27日退任
齊藤昌宏	取締役	株式会社池田泉州銀行取締役	平成26年6月 27日退任
南地伸昭	取締役	株式会社池田泉州銀行取締役	平成26年6月 27日退任

- 注1. 取締役のうち平松一夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち今中利昭、佐々木敏昭の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役今中利昭氏は、弁護士の資格を有し、また更生管財人として企業会計実務にも携っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 当年度中に退任した役員の地位及び担当並びに重要な兼職は、退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	当社からの報酬等 (年間・合計)	当社の子会社からの報酬等 (年間・合計)
取締役	15人	48(—)	190(16)
監査役	4人	59(—)	—(—)
計	19人	108(—)	190(16)

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. () 内は、ストックオプションとして割り当てた新株予約権による報酬の額 (内書) であります。
3. 定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役 月額 30百万円 監査役 月額 6百万円
4. 当社の取締役は、当社の子会社である株式会社池田泉州銀行の取締役を兼職しております。同行から当社取締役へ支払われた年間報酬等については、「当社の子会社からの報酬等 (年間・合計)」の欄に記載しております。
5. 「当社の子会社からの報酬等 (年間・合計)」の欄には、当社取締役が株式会社池田泉州銀行の支配人その他の使用人を兼ねている場合における報酬等23百万円を含んでおりません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
平松 一夫	学校法人関西学院理事 住友電気工業株式会社取締役（社外役員） 大同生命保険株式会社監査役（社外役員） 新明和工業株式会社取締役（社外役員） 株式会社池田泉州銀行取締役（社外役員）
佐々木 敏昭	学校法人泉州学園理事長（常勤）

- 注1. 社外取締役 平松一夫氏の兼職先である学校法人関西学院と株式会社池田泉州銀行との間には通常の銀行取引が、住友電気工業株式会社と株式会社池田泉州銀行との間には通常の銀行取引が、大同生命保険株式会社と当社並びに株式会社池田泉州銀行との間には資本的関係が、新明和工業株式会社と株式会社池田泉州銀行との間には通常の銀行取引が、それぞれあります。
2. 社外監査役 今中利昭氏が社員を務める弁護士法人関西法律特許事務所と株式会社池田泉州銀行との間には、法律顧問契約があります。
3. 社外監査役 佐々木敏昭氏の兼職先である学校法人泉州学園と株式会社池田泉州銀行との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
平松一夫	3年9カ月	当年度開催の定例取締役会（15回）中11回及び全ての臨時取締役会（1回）に出席しております。	関西学院大学学長としての経歴や他社における社外取締役・社外監査役としての幅広い経験を活かした発言を行っております。
今中利昭	5年6カ月	当年度開催の全ての定例取締役会（15回）及び全ての臨時取締役会（1回）に出席し、また当年度開催の全ての監査役会（19回）に出席しております。	企業会計実務に豊富な経験を有する弁護士並びに他社での社外取締役としての経験に基づき、コンプライアンス面並びにリスク管理に関する事項について発言を行っております。
佐々木敏昭	5年6カ月	当年度開催の定例取締役会（15回）中13回及び全ての臨時取締役会（1回）に出席し、また当年度開催の監査役会（19回）中16回に出席しております。	高い能力・見識のもと、社外監査役として当社の経営全般について必要な発言・提言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の概要
平松一夫	定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項が定める額とする内容の責任限定契約を締結しております。
今中利昭	
佐々木敏昭	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等 (年間・合計)	当社の子会社からの報酬等 (年間・合計)
報酬等の合計	3人	16(一)	6(一)

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. () 内は、報酬以外の金額（内書）であります。

3. 当社の社外取締役は、当社の子会社である株式会社池田泉州銀行の社外取締役を兼職しております。同行から当社社外取締役へ支払われた年間報酬等については、「当社の子会社からの報酬等（年間・合計）」の欄に記載しております。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	850,050千株
		第二種優先株式	27,750千株
		第三種優先株式	30,000千株
		第1回第四種優先株式	30,000千株
		第2回第四種優先株式	30,000千株
		第3回第四種優先株式	30,000千株
		第1回第五種優先株式	30,000千株
		第2回第五種優先株式	30,000千株
		第3回第五種優先株式	30,000千株
		第1回第六種優先株式	60,000千株
		第2回第六種優先株式	60,000千株
		第3回第六種優先株式	60,000千株
		第4回第六種優先株式	60,000千株
		第5回第六種優先株式	60,000千株
		第6回第六種優先株式	60,000千株
		第1回第七種優先株式	60,000千株
		第2回第七種優先株式	60,000千株
		第3回第七種優先株式	60,000千株
		第4回第七種優先株式	60,000千株
		第5回第七種優先株式	60,000千株
		第6回第七種優先株式	60,000千株
	発行済株式の総数	普通株式	238,458千株
		第二種優先株式	23,125千株
		第三種優先株式	7,500千株

- 注1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当年度末における普通株式の自己株式は242千株であります。なお、当年度末における優先株式の自己株式はありません。
3. 平成27年2月23日開催の取締役会決議により、平成27年4月7日に第1回第七種優先株式を25,000千株発行しております。
4. 平成27年2月23日開催の取締役会決議により、平成27年4月7日に第二種優先株式を23,125千株取得し、消却しております。
5. 平成27年4月10日開催の取締役会決議により、平成27年4月28日に普通株式を37,000千株発行し、普通株式の発行済株式の総数は、275,458千株に増加しております。

(2) 当年度末株主数	普通株式	25,656名
	第二種優先株式	12名
	第三種優先株式	11名

(3) 大 株 主

イ. 普通株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	50,876 ^{千株}	21.35 [%]
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	11,869	4.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,925	4.58
池 田 泉 州 銀 行 従 業 員 持 株 会	5,285	2.21
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,192	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	4,040	1.69
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	3,705	1.55
伊 丹 産 業 株 式 会 社	3,692	1.55
株 式 会 社 大 林 組	3,318	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	2,377	0.99

注1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ロ. 第二種優先株式

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
株 式 会 社 オ ー シ ー ・ フ ァ イ ナ ン ス	6,475 ^{千株}	28.00 [%]
ダ イ キ ン 工 業 株 式 会 社	4,625	20.00
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	1,850	8.00
伊 丹 産 業 株 式 会 社	1,850	8.00
日 亜 鋼 業 株 式 会 社	1,850	8.00
ロ ー ト 製 薬 株 式 会 社	1,850	8.00
大 日 本 除 蟲 菊 株 式 会 社	925	4.00
阪 急 阪 神 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	925	4.00
株 式 会 社 テ ィ ・ テ ィ	925	4.00
非 破 壊 検 査 株 式 会 社	925	4.00
塩 野 義 製 薬 株 式 会 社	462	2.00
日 本 紙 管 工 業 株 式 会 社	462	2.00

注1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

八. 第三種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社日本政策投資銀行	1,500 ^{千株}	20.00 [%]
株式会社あおぞら銀行	1,500	20.00
大同生命保険株式会社	1,500	20.00
伊丹産業株式会社	500	6.66
NECキャピタルソリューション株式会社	500	6.66
興銀リース株式会社	500	6.66
株式会社島精機製作所	500	6.66
Sky株式会社	250	3.33
南海電気鉄道株式会社	250	3.33
日本コルマー株式会社	250	3.33
芙蓉総合リース株式会社	250	3.33

注1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

(優先株式の発行)

当社は、平成27年2月23日開催の取締役会で、第三者割当による下記内容の第1回第七種優先株式の発行を決議し、発行いたしました。

(1) 発行株式の種類	株式会社池田泉州ホールディングス 第1回第七種優先株式（強制転換条項付優先株式）	
(2) 発行新株式数	25,000,000株	
(3) 払込金額	1株につき1,000円	
(4) 払込金額の総額	25,000,000,000円	
(5) 増加する資本金及び 資本準備金の額	それぞれ12,500,000,000円（1株につき500円）	
(6) 割当先	株式会社オーシー・ファイナンス	ダイキン工業株式会社
	株式会社あおぞら銀行	伊丹産業株式会社
	日垂鋼業株式会社	非破壊検査株式会社
	NECキャピタルソリューション株式会社	興銀リース株式会社
	株式会社島精機製作所	阪急阪神ホールディングス株式会社
	ロート製薬株式会社	塩野義製薬株式会社
	日本紙管工業株式会社	
(7) 払込期日	平成27年4月7日（火）	
(8) 資金の使途	第二種優先株式取得	

(自己株式の取得及び消却)

当社は、当社定款第17条第1項の規定に基づき、平成27年2月23日開催の取締役会で、下記内容の自己株式の取得を決議し、取得いたしました。

なお、当該株式については、平成27年4月7日に消却しております。

(1) 取得対象株式の種類	株式会社池田泉州ホールディングス 第二種優先株式	
(2) 取得対象株式の総数	23,125,000株	
(3) 取得価額	第二種優先株式1株につき20,000円を18.5で除した金額に0.90円を加算した額	
(4) 取得価額の総額	25,020,812,500円	
(5) 取得の相手方	株式会社オーシー・ファイナンス	ダイキン工業株式会社
	富国生命保険相互会社	伊丹産業株式会社
	日垂鋼業株式会社	ロート製薬株式会社
	大日本除虫菊株式会社	阪急阪神ホールディングス株式会社
	株式会社ティ・ティ	非破壊検査株式会社
	塩野義製薬株式会社	日本紙管工業株式会社
(6) 取得日	平成27年4月7日(火)	

(普通株式の発行)

当社は、平成27年4月10日開催の取締役会で、公募による下記内容の普通株式の発行を決議し、発行いたしました。

(1) 発行株式の種類	株式会社池田泉州ホールディングス 普通株式
(2) 発行新株式数	37,000,000株
(3) 払込金額	1株につき502.36円
(4) 払込金額の総額	18,587,320,000円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	それぞれ9,293,660,000円(1株につき251.18円)
(6) 払込期日	平成27年4月28日(火)
(7) 資金の使途	株式会社池田泉州銀行への出資に充当

また、平成27年4月10日開催の取締役会で、第三者割当による下記内容の普通株式の発行を決議いたしました。

(1) 発行株式の種類	株式会社池田泉州ホールディングス 普通株式
(2) 発行新株式数	(上限) 5,550,000株
(3) 払込金額	1株につき502.36円
(4) 払込金額の総額	(上限) 2,788,098,000円
(5) 増加する資本金及び資本準備金の額	(上限) それぞれ1,394,049,000円 (1株につき251.18円)
(6) 割当先	野村證券株式会社
(7) 払込期日	平成27年5月26日(火)
(8) 資金の使途	株式会社池田泉州銀行への出資に充当

5. 当社の新株予約権等に関する事項 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	(1) 名称 株式会社池田泉州ホールディングス 第5回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 55,900株 (3) 新株予約権の行使期間 平成26年8月29日から平成56年7月31日まで (4) 権利行使価額(1株当たり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社子会社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。	25名

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 荒井憲一郎 指定有限責任社員 田中宏和 指定有限責任社員 伊加井真弓	16	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は110百万円であります。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議を得て会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

7. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループでは、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため、倫理綱領及び行動規範を制定するとともに、コンプライアンス基本規定を定め、コンプライアンス委員会において、全般的な方針や具体的施策などの審議を行います。

また、その徹底を図るため、コンプライアンスを担当する役員を設置するとともに、総合リスク管理部においてコンプライアンスの取組みを組織横断的に統括し、コンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアルの制定、研修の実施などを通じ、役職員の教育等を行います。

さらに、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてのホットラインを設置・運営いたします。

インサイダー取引未然防止規定に役職員が遵守すべき基本事項を定め、インサイダー取引の未然防止を図ります。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の介入排除に努めるとともに、金融機関を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネーロンダリングの防止に努めます。

さらに、お客さまの保護及び利便性向上を推進し、「お客さま本位の徹底」を実現するため、顧客保護等管理を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、その他委員会等の重要会議について、職務執行の記録として議事録等を作成・保管いたします。

また、取締役を決定者とする決裁文書及び付属書類についても適切に作成・保管いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営の健全性の維持と安定した収益確保を図るため、リスク管理基本規定を定め、リスクを信用リスク、市場リスク、資金流動性リスク、オペレーショナルリスクに区分の上、それぞれの所管部を明確にするとともに、リスク管理委員会を設置し、各リスクのモニタリングを行います。

また、危機管理規定を定め、危機事象の発生に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営目標を定めるとともに、経営計画を策定し、取締役の職務の執行を効率的に行うため、経営会議を設置いたします。

経営会議は、取締役会で決議した経営の基本方針に基づき、これを執行する上での重要事項を協議、決議する他、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項を事前に検討することといたします。

また、取締役の所管する本部及びその権限と責任を明確にするとともに、ITの活用も図りながら効率的な業務執行体制を構築・維持します。

(5) 当社及びそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、子会社・関連会社全社を池田泉州ホールディングスのグループとして一体と考え、当社が適切に主導し、グループ各社が当社との連携を保ちつつ、自社の規模、事業の性質に応じた適切な内部管理体制を構築し、業務の健全かつ適切な運営を行います。

当社は、グループ経営管理として、子会社等から必要な報告を受け、協議する体制を構築します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役会事務局として監査役スタッフを配置いたします。このスタッフに対する業務執行の指揮命令は監査役会が行うこととし、人事異動、人事評価においても監査役会の意見を尊重するなど、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及びそのグループに重大な影響を及ぼす事項、その他必要な事項をすみやかに報告することといたします。

また、これを補完するため、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会等の重要な会議について、監査役が出席できる体制を構築いたします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、内部監査部署、監査法人との間で意見交換会を開催することといたします。

また、監査役は取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会等の重要な会議に出席し、業務執行上の様々な問題点の把握に努めます。

第6期末連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	544,513	預 金	4,737,122
コールローン及び買入手形	616	譲 渡 性 預 金	1,543
買 入 金 銭 債 権	87	債券貸借取引受入担保金	251,176
商 品 有 価 証 券	177	借 用 金	159,198
金 銭 の 信 託	27,000	外 国 為 替	538
有 価 証 券	1,139,284	社 債	70,000
貸 出 金	3,672,521	そ の 他 負 債	45,123
外 国 為 替	6,321	賞 与 引 当 金	1,682
そ の 他 資 産	65,835	退職給付に係る負債	137
有 形 固 定 資 産	37,276	役員退職慰労引当金	39
建 物	16,307	睡眠預金払戻損失引当金	409
土 地	15,457	ポ イ ン ト 引 当 金	199
リ ー ス 資 産	20	偶 発 損 失 引 当 金	351
建 設 仮 勘 定	43	特 別 法 上 の 引 当 金	1
その他の有形固定資産	5,447	繰 延 税 金 負 債	121
無 形 固 定 資 産	7,470	支 払 承 諾	17,098
ソ フ ト ウ ェ ア	4,748	負 債 の 部 合 計	5,284,745
の れ ん	665	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	2,056	資 本 金	79,811
退職給付に係る資産	16,014	資 本 剰 余 金	59,197
繰 延 税 金 資 産	17,224	利 益 剰 余 金	60,155
支 払 承 諾 見 返	17,098	自 己 株 式	△253
貸 倒 引 当 金	△31,907	株 主 資 本 合 計	198,910
		その他有価証券評価差額金	21,101
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5
		退職給付に係る調整累計額	6,214
		その他の包括利益累計額合計	27,321
		新 株 予 約 権	69
		少 数 株 主 持 分	8,485
		純 資 産 の 部 合 計	234,788
資 産 の 部 合 計	5,519,533	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,519,533

第6期 連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	63,681	114,324
貸出金	48,164	
有価証券	15,058	
預金の利息	108	
その他の受取利息	126	
引当金の受取	224	
業務の取他	21,514	
その他の引当金	11,036	
業務の取他	18,092	
倒産引当金	1,350	
償却の他	28	
その他の費用	1,768	
経常費用	14,944	
経常費用	8,210	92,982
預渡金	5,589	
有価証券	0	
借入金の利息	1	
その他の支払利息	596	
業務の取他	734	
その他の支払利息	1,271	
業務の取他	16	
業務の取他	5,706	
業務の取他	14,350	
業務の取他	51,794	
業務の取他	12,920	
業務の取他	12,920	
経常利益		21,342
特別利益		1,678
固定資産の処分益	81	
特別利益	1,596	
特別損失		129
固定資産の処分損失	93	
特別損失	36	
特別損失	0	
税金等調整前当期純利益		22,890
法人税、住民税及び事業税	1,869	
法人税等調整額	2,407	
少数株主調整前当期純利益		4,277
少数株主利益		18,613
少数株主利益		1,028
当期純利益		17,584

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第6期 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	79,811	59,251	46,949	△728	185,284
会計方針の変更による累積的影響額			466		466
会計方針の変更を反映した当期首残高	79,811	59,251	47,415	△728	185,750
当期変動額					
剰余金の配当			△4,832		△4,832
当期純利益			17,584		17,584
自己株式の取得				△118	△118
自己株式の処分		△53		593	539
連結範囲の変動			△11		△11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△53	12,739	474	13,160
当期末残高	79,811	59,197	60,155	△253	198,910

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰上延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△147	1	1,020	875	68	10,168	196,397
会計方針の変更による累積的影響額							466
会計方針の変更を反映した当期首残高	△147	1	1,020	875	68	10,168	196,863
当期変動額							
剰余金の配当							△4,832
当期純利益							17,584
自己株式の取得							△118
自己株式の処分							539
連結範囲の変動							△11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21,248	4	5,193	26,446	1	△1,683	24,764
当期変動額合計	21,248	4	5,193	26,446	1	△1,683	37,924
当期末残高	21,101	5	6,214	27,321	69	8,485	234,788

第6期末 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,619	流動負債	1,760
現金及び預金	2,818	未払費用	13
繰延税金資産	10	未払法人税等	16
未収入金	436	未払消費税等	14
未収還付法人税等	2,341	未払金	1,679
その他	12	賞与引当金	10
固定資産	185,228	その他	25
有形固定資産	1	固定負債	273
工具、器具及び備品	1	長期借入金	273
無形固定資産	11	その他	0
ソフトウェア	6	負債の部合計	2,034
商標権	4	(純資産の部)	
投資その他の資産	185,215	株主資本	188,743
関係会社株式	185,215	資本金	79,811
		資本剰余金	97,347
		資本準備金	42,311
		その他資本剰余金	55,036
		利益剰余金	11,837
		その他利益剰余金	11,837
		繰越利益剰余金	11,837
		自己株式	△253
		新株予約権	69
		純資産の部合計	188,813
資産の部合計	190,847	負債及び純資産の部合計	190,847

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第6期 損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		6,133
関係会社受取配当金	5,405	
経営管理料	728	
営業費用		656
販売費及び一般管理費	656	
営業利益		5,477
営業外収益		8
受取利息	1	
雑収入	7	
営業外費用		60
支払利息	18	
創立費償却	17	
雑損失	24	
経常利益		5,425
税引前当期純利益		5,425
法人税、住民税及び事業税	9	
法人税等調整額	5	
法人税等合計		15
当期純利益		5,410

第6期 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	79,811	42,311	55,090	97,401	11,260	11,260
当期変動額						
剰余金の配当					△4,832	△4,832
当期純利益					5,410	5,410
自己株式の取得						
自己株式の処分			△53	△53		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	△53	△53	577	577
当期末残高	79,811	42,311	55,036	97,347	11,837	11,837

(単位：百万円)

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当期首残高	△728	187,745	68	187,814
当期変動額				
剰余金の配当		△4,832		△4,832
当期純利益		5,410		5,410
自己株式の取得	△118	△118		△118
自己株式の処分	593	539		539
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			1	1
当期変動額合計	474	998	1	999
当期末残高	△253	188,743	69	188,813

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社 池田泉州ホールディングス

取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒井 憲一郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田中 宏和 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊加井 真弓 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社池田泉州ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社池田泉州ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社 池田泉州ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒井 憲一郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田中 宏和 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊加井 真弓 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社池田泉州ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

株式会社池田泉州ホールディングス 監査役会

監査役(常勤)	昌 尾 一 弘 ㊞
監査役(常勤)	西 隆 史 ㊞
監 査 役	今 中 利 昭 ㊞
監 査 役	佐々木 敏 昭 ㊞

(注)監査役今中利昭及び監査役佐々木敏昭は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保の充実により、財務体質の健全性を確保するとともに、安定的配当の考え方を維持しつつ、積極的に株主の皆さまに利益を還元していくことを基本方針としております。かかる基本方針に基づき、業績の状況や経営環境等を総合的に勘案した上で、配当の決定をしております。なお、内部留保資金につきましては、将来の事業発展のための投資や財務体質強化のための原資として活用させていただく所存であります。

当期の剰余金の配当につきましては、この基本方針に基づき、業績の状況や経営環境等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

第二種優先株式1株につき、定款の定めにより1,020円を18.5で除した額を配当いたしたいと存じます。

第三種優先株式1株につき、発行時の定めにより70円70銭を配当いたしたいと存じます。

また、普通株式につきましては、1株につき15円を配当いたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、5,378,494,920円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案の理由

(1) 当社は、国内基準行である銀行持株会社に対する新しい自己資本比率規制（いわゆる「バーゼルⅢ」）に将来に亘って安定的に対応する目途を立てることを目的に、平成27年4月7日に第1回第七種優先株式の発行による調達資金等により第二種優先株式の取得及び消却（入れ替え）を完了し、同年4月10日には普通株式の発行及び売出しを決議し、普通株式の発行を完了いたしました。かかる優先株式の入れ替え及び普通株式の発行を完了したことにより「バーゼルⅢ」に将来に亘って安定的に対応する目途が立ったことから、今般、将来の優先株式の発行に備えた定款の規定は全て削除することといたしました。そこで、現在発行されている第三種優先株式及び第1回第七種優先株式に係る規定を除き優先株式に係る規定を削除するとともに、第三種優先株式及び第1回第七種優先株式に係る発行可能種類株式総数を現在の発行済みの株式数に減少するため、次のとおり規定の削除及び所要の変更を行うものであります。

- ① 第二種、第1回ないし第3回第四種、第1回ないし第3回第五種、第1回ないし第6回第六種及び第2回ないし第6回第七種優先株式に係る規定を削除し、また、第三種及び第1回第七種優先株式の発行可能種類株式総数を発行済みの株式数に減少するために規定を変更するものであります（現行定款第6条第2項）。
 - ② 第二種、第1回ないし第3回第四種、第1回ないし第3回第五種、第1回ないし第6回第六種及び第2回ないし第6回第七種優先株式に係る規定を削除し、所要の変更を行うものであります（現行定款第14条第1項、第15条第1項、第16条、第17条第1項及び第3項ないし第6項、第17条の2、第17条の3並びに第27条第3項）。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、会社法第763条の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります（現行定款第14条第3項）。

(3) その他上記変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります（現行定款第17条第2項、第6項及び第7項並びに第17条の3第4項）。

2. 変更の内容

変更の内容は次の定款変更案1のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	定 款 変 更 案 1
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
② 当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、 <u>第1回ないし第3回第四種優先株式（以下、併せて「第四種優先株式」といい、第1回ないし第3回第四種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各第四種優先株式」という。）</u> の発行可能種類株式総数は併せて <u>30,000,000株、第1回ないし第3回第五種優先株式（以下、併せて「第五種優先株式」といい、第1回ないし第3回第五種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各第五種優先株式」という。）</u> の発行可能種類株式総数は併せて <u>30,000,000株、第1回ないし第6回第六種優先株式（以下、併せて「第六種優先株式」といい、第1回ないし第6回第六種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各第六種優先株式」という。）</u> の発行可能種類株式総数は併せて <u>60,000,000株、第1回ないし第6回第七種優先株式（以下、併せて「第七種優先株式」といい、第1回ないし第6回第七種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各第七種優先株式」という。）</u> の発行可能種類株式総数は併せて <u>60,000,000株をそれぞれ超えないものとする。</u>	② 当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 (削 除)
普通株式 850,050,000株	普通株式 850,050,000株
第二種優先株式 27,750,000株	(削 除)
第三種優先株式 30,000,000株	第三種優先株式 7,500,000株
第1回第四種優先株式 30,000,000株	(削 除)
第2回第四種優先株式 30,000,000株	(削 除)
第3回第四種優先株式 30,000,000株	(削 除)
第1回第五種優先株式 30,000,000株	(削 除)
第2回第五種優先株式 30,000,000株	(削 除)
第3回第五種優先株式 30,000,000株	(削 除)

現 行 定 款	定 款 変 更 案 1
<p>第1回第六種優先株式 60,000,000株 第2回第六種優先株式 60,000,000株 第3回第六種優先株式 60,000,000株 第4回第六種優先株式 60,000,000株 第5回第六種優先株式 60,000,000株 第6回第六種優先株式 60,000,000株 第1回第七種優先株式 60,000,000株 第2回第七種優先株式 60,000,000株 第3回第七種優先株式 60,000,000株 第4回第七種優先株式 60,000,000株 第5回第七種優先株式 60,000,000株 第6回第七種優先株式 60,000,000株</p>	<p>(削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) 第1回第七種優先株式 25,000,000株 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)</p>
<p>第3章 優 先 株 式</p>	<p>第3章 優 先 株 式</p>
<p>(優先配当金)</p>	<p>(優先配当金)</p>
<p>第14条 当社は、第50条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。</p>	<p>第14条 当社は、第50条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。</p>
<p>第二種優先株式 1株につき 1,020円を <u>18.5で除した金額</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第三種優先株式、第1回ないし第3回第四種優先株式、第1回ないし第3回第五種優先株式、 <u>第1回ないし第6回第六種優先株式及び第1回 ないし第6回第七種優先株式</u></p>	<p>第三種優先株式及び第1回第七種優先株式</p>
<p>1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した金額。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p>	<p>1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した金額。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>③ 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第</p>	<p>③ 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案 1
<p>763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。 <u>第二種優先株式 1株につき 20,000円を18.5で除した金額</u> <u>第三種優先株式、第1回ないし第3回第四種優先株式、第1回ないし第3回第五種優先株式、第1回ないし第6回第六種優先株式及び第1回ないし第6回第七種優先株式</u> 1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、発行に先立って取締役会の決議によって定める金額</p> <p>② (条文省略) (優先株式の議決権)</p> <p>第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、<u>第六種優先株式を有する優先株主及び第七種優先株式を有する優先株主を除き、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで</u>は議決権を有する。</p> <p>(優先株式の金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第17条 当会社は、平成26年4月1日以降の日で、<u>第二種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第二種優先株式取得日」という。）をもって、第二種優先株式1株につき20,000円を18.5で除した金額に、第二種優先株式の優先配当金の額を第二種優先株式取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から第二種優先株式取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p>	<p>763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。 (削 除)</p> <p>第三種優先株式及び第1回第七種優先株式</p> <p>1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、発行に先立って取締役会の決議によって定める金額</p> <p>② (現行どおり) (優先株式の議決権)</p> <p>第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、<u>第1回第七種優先株式を有する優先株主を除き、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで</u>は議決権を有する。</p> <p>(優先株式の金銭を対価とする取得条項)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案 1
<p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社は、各第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該各第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、当該各第四種優先株式を取得するのと引換えに、当該各第四種優先株式1株につき、当該各第四種優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該各第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>④ 当社は、各第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該各第五種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、当該各第五種優先株式を取得するのと引換えに、当該各第五種優先株式1株につき、当該各第五種優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該各第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>⑤ 当社は、各第六種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該各第六種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、当該各第六種優先株式を取得するのと引換えに、当該各第六種優先株式1株につき、当該各第六種優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該各第六種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>⑥ 当社は、各第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該各第七種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、当該各第七種優先株式を取得するのと引換えに、当該各第七種優先株式1株につき、当該各第七種優先株式の払込金額相当額を踏まえて当該各第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>⑦ (条文省略)</p>	<p>第17条 (現行第17条第2項のとおり) (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>② 当社は、第1回第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回第七種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1回第七種優先株式を取得するのと引換えに、第1回第七種優先株式1株につき、第1回第七種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第1回第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>③ (現行第17条第7項のとおり)</p>

現行定款	定款変更案 1
<p>(優先株式の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第17条の2 各第四種優先株式を有する優先株主は、当該各第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間中、当会社に対して、自己の有する当該各第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、当該優先株主がかかる取得の請求をした当該各第四種優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主に対し、当該優先株主が取得の請求をした当該各第四種優先株式数に当該各第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を取得価額(当初、当会社の普通株式の時価を基準として当該各第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額を意味し、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法並びに取得価額の上限及び下限を定めることができる。)で除した数の普通株式を交付するものとする。各第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</p> <p>② 各第五種優先株式を有する優先株主は、当該各第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間中、当会社に対して、自己の有する当該各第五種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、当該優先株主がかかる取得の請求をした当該各第五種優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主に対し、当該優先株主が取得の請求をした当該各第五種優先株式数に当該各第五種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を取得価額(当初、当会社の普通株式の時価を基準として当該各第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額を意味し、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法並びに取得価額の上限及び下限を定めることができる。)で除した数の普通株式を交付するものとする。各第五種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款

定 款 変 更 案 1

③ 各第六種優先株式を有する優先株主は、当該各第六種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間中、当会社に対して、自己の有する当該各第六種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、当該優先株主がかかる取得の請求をした当該各第六種優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主に対し、当該優先株主が取得の請求をした当該各第六種優先株式数に当該各第六種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を取得価額（当初、当会社の普通株式の時価を基準として当該各第六種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額を意味し、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法並びに取得価額の上限及び下限を定めることができる。）で除した数の普通株式を交付するものとする。各第六種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(優先株式の普通株式を対価とする取得条項)

第17条の3 当会社は、前条第1項に定める期間の末日までに当会社に取得されていない各第四種優先株式の全てを、当該日の翌日をもって取得する。この場合、当会社は、当該各第四種優先株式を取得するのと引換えに、当該各第四種優先株式を有する各優先株主に対し、その有する当該各第四種優先株式数に当該各第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当会社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は当該各第四種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当会社は、当該決議によって交付すべき普通株式数の上限及び下限の算定方法を定めることができる。各第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 当会社は、前条第2項に定める期間の末日までに当会社に取得されていない各第五種優先株式の全てを、当該日の翌日をもって取得する。この場合、当会社は、当該各第五種優先株式を取得するのと引換えに、当該各第五種優先株式を有する各優先株主に対し、その有する当該各第五種優先株式数に当該各第五種優先株式1株当

(優先株式の普通株式を対価とする取得条項)

(削 除)

(削 除)

現行定款	定款変更案 1
<p>たりの払込金額相当額を乗じた額を当会社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は当該各第五種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当会社は、当該決議によって交付すべき普通株式数の上限及び下限の算定方法を定めることができる。各第五種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p>	
<p>③ 当会社は、前条第3項に定める期間の末日までに当会社に取得されていない各第六種優先株式の全てを、当該日の翌日をもって取得する。この場合、当会社は、当該各第六種優先株式を取得するのと引換えに、当該各第六種優先株式を有する各優先株主に対し、その有する当該各第六種優先株式数に当該各第六種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当会社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は当該各第六種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当会社は、当該決議によって交付すべき普通株式数の上限及び下限の算定方法を定めることができる。各第六種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p>	(削 除)
<p>④ 当会社は、各第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日をもって、当該各第七種優先株式の全てを取得する。この場合、当会社は、当該各第七種優先株式を取得するのと引換えに、当該各第七種優先株式を有する各優先株主に対し、その有する当該各第七種優先株式数に当該各第七種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当会社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は当該各第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当会社は、当該決議によって交付すべき普通株式数の上限及び下限の算定方法を定めることができる。各第七種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p>	<p>第17条の2 当会社は、第1回第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日をもって、第1回第七種優先株式の全てを取得する。この場合、当会社は、かかる第1回第七種優先株式を取得するのと引換えに、第1回第七種優先株式を有する各優先株主に対し、その有する第1回第七種優先株式数に第1回第七種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当会社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第1回第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当会社は、当該決議によって交付すべき普通株式数の上限及び下限の算定方法を定めることができる。第1回第七種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案 1
<p style="text-align: center;">第4章の2 種 類 株 主 総 会 (種類株主総会の決議方法等)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>各第六種優先株式を有する優先株主を構成員とする種類株主総会及び各第七種優先株式を有する優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章の2 種 類 株 主 総 会 (種類株主総会の決議方法等)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>第1回第七種優先株式を有する優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>

第3号議案 定款一部変更の件（2）

1. 提案の理由

中間配当に係る各種の株式の内容を明らかにするため、第4号議案において第三種優先株式及び第1回第七種優先株式に係る定款の規定の変更をお諮りすることといたしました。かかる定款変更へ備え、当社が発行している第三種優先株式及び第1回第七種優先株式の内容をあらかじめ定款に定めるものであります（定款変更案2 第14条第1項、第15条第1項、第17条第1項ないし第4項及び第17条の2）。

2. 変更の内容

変更の内容は次の定款変更案2のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、定款変更案1に係る定款変更の効力が発生すること、普通株主による種類株主総会において本議案が原案どおり承認可決されること、並びに本議案に係る定款変更について第三種優先株式を有する株主全員及び第1回第七種優先株式を有する株主全員の同意を得ることを条件として、その効力が生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します）

定款変更案1による変更後の定款 第3章 優先株式	定 款 変 更 案 2 第3章 優先株式
(優先配当金) 第14条 当社は、第50条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。 第三種優先株式及び第1回第七種優先株式 <u>1株につき、その1株当たりの払込金額相当額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した金額。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</u>	(優先配当金) 第14条 当社は、第50条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。 第三種優先株式 <u>1株につき年70円。ただし、平成26年3月31日を基準日とする優先配当金については、これを支払わないものとし、平成27年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき70.7円を支払うものとする。</u>

定款変更案1による変更後の定款	定 款 変 更 案 2
<p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。</p> <p>第三種優先株式及び第1回第七種優先株式 1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、発行に先立って取締役会の決議によって定める金額</p> <p>② (条文省略) (優先株式の金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第17条 当社は、第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第三種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第三種優先株式を取得するのと引換えに、第三種優先株式1株につき、第三種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第三種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p> <p>② 当社は、第1回第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回第七種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる第1回第七種優先株式を取得するのと引換えに、第1回第七種優先株式1株につき、第1回第七種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第1回第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</p>	<p>第1回第七種優先株式 1株につき年30円。 ただし、平成28年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき29.51円を支払うものとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。</p> <p>第三種優先株式 1株につき2,000円 第1回第七種優先株式 1株につき1,000円</p> <p>② (現行どおり) (優先株式の金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第17条 当社は、平成31年3月28日以降の日で、第三種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第三種取得日」という。）をもって、第三種優先株式1株につき2,000円に、第三種優先株式に係る優先配当金の額を第三種取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から第三種取得日の前日（同日を含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、かかる第三種優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>② 当社は、平成34年7月1日以降の日で、第1回第七種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第1回第七種取得日」という。）が到来したときは、第1回第七種優先株式を有する優先株主または第1回第七種優先株式の優先登録株式質権者に対して、法令上可能な範囲で、第1回第七種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限り、第1回第七種取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかる第1回第七種優先株式を取得するのと引換えに、本条第3項に定める財産を第1回第七種優先株主に対して交付するものとする。</p>

定款変更案1による変更後の定款	定 款 変 更 案 2
<p>(新 設)</p> <p>③ (条文省略) (優先株式の普通株式を対価とする取得条項) 第17条の2 当社は、第1回第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める日をもって、第1回第七種優先株式の全てを取得する。この場合、当社は、かかる第1回第七種優先株式を取得するのと引換えに、第1回第七種優先株式を有する各優先株主に対し、その有する第1回第七種優先株式数に第1回第七種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を当社の普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第1回第七種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当社は、当該決議によって交付すべき普通株式数の上限及び下限の算定方法を定めることができる。第1回第七種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>③ 当社は、第1回第七種優先株式の取得と引換えに、第1回第七種優先株式1株につき1,000円に第1回第七種優先株式に係る優先配当金の額を第1回第七種取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第1回第七種取得日の前日(同日を含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を支払う。</p> <p>④ (現行第17条第3項のとおり) (優先株式の普通株式を対価とする取得条項) 第17条の2 当社は、平成37年3月31日(以下「一斉取得日」という。)に第1回第七種優先株式の全てを取得する。この場合、当社は、かかる第1回第七種優先株式を取得するのと引換えに、第1回第七種優先株式を有する各優先株主に対し、その有する第1回第七種優先株式数に第1回第七種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を本条第2項に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回第七種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</p> <p>② 一斉取得価額 一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額(平成27年3月23日の終値に0.8を乗じた金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てた価額)とし、その価額が421円を下回る場合は、421円とする。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額(ただし、本条第3項による調整を受ける。)とする。</p>

定款変更案1による変更後の定款	定 款 変 更 案 2
(新 設)	<p>③ 下限取得価額の調整</p> <p>イ. 第1回第七種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下「<u>下限取得価額調整式</u>」という。)により調整する(以下、調整後の下限取得価額を「<u>調整後下限取得価額</u>」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。</p> $\text{調整後下限取得価額} = \frac{\text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \frac{1}{\text{株当たりの払込金額}}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(A) <u>下限取得価額調整式に使用する時価</u> (下記ハ.に定義する。以下同じ。)を<u>下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)</u>(ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条第3項において同じ。))その他の証券(以下「<u>取得請求権付株式等</u>」という。)、または当会社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「<u>取得条項付株式等</u>」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)</p> <p><u>調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</u></p> <p>(B) <u>株式の分割をする場合</u></p> <p><u>調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降これを適用する。</u></p>

定款変更案 1 による変更後の定款	定 款 変 更 案 2
	<p>(C) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下本（C）、下記（D）及び（E）並びに下記ハ．（D）において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）</p> <p>調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．または下記ロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。</p>

定款変更案1による変更後の定款	定 款 変 更 案 2
	<p>(E) <u>取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合</u> 調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。</p> <p>(F) <u>株式の併合をする場合</u> 調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。</p> <p>ロ. <u>上記イ.(A)ないし(F)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。</u></p> <p>ハ. (A) <u>下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、上記30連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本条第3項に準じて調整する。</u></p>

定款変更案1による変更後の定款	定 款 変 更 案 2
	<p>(B) <u>下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。</u></p> <p>(C) <u>下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし (C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記イ. 及びロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。</u></p> <p>(D) <u>下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) 及び (F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし (E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。</u></p> <p><u>二. 上記イ. (C) ないし (E) 及び上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。</u></p> <p><u>ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。</u></p>

定款変更案1による変更後の定款	定 款 変 更 案 2
	<p> <u>へ. 上記イ. (A) ないし (C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし (C) の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。</u> </p> <p> <u>ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。</u> </p>

第4号議案 定款一部変更の件（3）

1. 提案の理由

中間配当に係る各種類の株式の内容を明らかにするため、当社が発行している第三種優先株式及び第1回第七種優先株式に係る規定を変更するものであります（定款変更案3 第14条第1項、第14条の2、第16条、第17条第1項及び第3項、第19条並びに第20条）。

2. 変更の内容

変更の内容は次の定款変更案3のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、定款変更案2に係る定款変更の効力が発生すること、普通株主による種類株主総会において本議案が原案どおり承認可決されること、並びに本議案に係る定款変更について第三種優先株式を有する株主全員及び第1回第七種優先株式を有する株主全員の同意を得ることを条件として、その効力が生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します）

定款変更案2による変更後の定款 第3章 優先株式	定 款 変 更 案 3 第3章 優先株式
(優先配当金) 第14条 当社は、第50条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。 第三種優先株式 1株につき年70円。ただし、平成26年3月31日を基準日とする優先配当金については、これを支払わないものとし、平成27年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき70.7円を支払うものとする。	(優先配当金) 第14条 当社は、第50条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条の2に定める <u>優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u> 第三種優先株式 1株につき年70円。ただし、平成26年3月31日を基準日とする優先配当金については、これを支払わないものとし、平成27年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき70.7円を支払うものとする。

定款変更案2による変更後の定款	定 款 変 更 案 3
<p>第1回第七種優先株式 1株につき年30円。 ただし、平成28年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき29.51円を支払うものとする。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略) (新 設)</p> <p>(優先株式の議決権) 第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、第1回第七種優先株式を有する優先株主を除き、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。</p> <p>(優先株式の金銭を対価とする取得条項) 第17条 当社は、平成31年3月28日以降の日で、第三種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第三種取得日」という。）をもって、第三種優先株式1株につき2,000円に、第三種優先株式に係る優先配当金の額を第三種取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から第三種取得日の前日（同日を含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、</p>	<p>第1回第七種優先株式 1株につき年30円。 ただし、平成28年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき29.51円を支払うものとする。</p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり) (優先中間配当金)</p> <p><u>第14条の2 当社は、第51条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。</u> <u>第三種優先株式 1株につき35円</u> <u>第1回第七種優先株式 1株につき15円。ただし、平成27年9月30日を基準日とする優先中間配当金については、1株につき14.51円とする。</u></p> <p>(優先株式の議決権) 第16条 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、第1回第七種優先株式を有する優先株主を除き、<u>優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその株主総会より、優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその株主総会の終結の時より優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。</u></p> <p>(優先株式の金銭を対価とする取得条項) 第17条 当社は、平成31年3月28日以降の日で、第三種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第三種取得日」という。）をもって、第三種優先株式1株につき2,000円に、第三種優先株式に係る優先配当金の額を第三種取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から第三種取得日の前日（同日を含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）<u>（ただし、第三種取得日の属する事業年度</u></p>

定款変更案2による変更後の定款	定 款 変 更 案 3
<p>かかる第三種優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社は、第1回第七種優先株式の取得と引換えに、第1回第七種優先株式1株につき1,000円に第1回第七種優先株式に係る優先配当金の額を第1回第七種取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第1回第七種取得日の前日(同日を含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を支払う。</p> <p>④ (条文省略) (優先順位) 第19条 各種の優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。 (優先配当金の除斥期間) 第20条 第52条の規定は、優先配当金の支払についてこれを準用する。</p>	<p>において第三種優先株式を有する優先株主または第三種優先株式の優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)を加算した額の金銭の交付と引換えに、かかる第三種優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社は、第1回第七種優先株式の取得と引換えに、第1回第七種優先株式1株につき1,000円に第1回第七種優先株式に係る優先配当金の額を第1回第七種取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第1回第七種取得日の前日(同日を含む。)までの日数で日割り計算した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)(ただし、第1回第七種取得日の属する事業年度において第1回第七種優先株式を有する優先株主または第1回第七種優先株式の優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)を加算した額の金銭を支払う。</p> <p>④ (現行どおり) (優先順位) 第19条 各種の優先株式の優先配当金、<u>優先中間配当金</u>及び残余財産の支払順位は、同順位とする。 (優先配当金の除斥期間) 第20条 第52条の規定は、<u>優先配当金及び優先中間配当金</u>の支払についてこれを準用する。</p>

第5号議案 取締役12名選任の件

取締役 藤田博久、片岡和行、久保田洋、辻 二郎、田原 彰、鷓川淳、井上 基、前川浩司、前野博生、宮田浩二、平松一夫の11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の透明性・信頼性・多様性の更なる向上及び企業価値の向上を目的としたコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の種類及び種類ごとの数
①	ふじた ひろひさ 藤田博久 (昭和27年11月1日生)	昭和51年4月 (株)池田銀行(現(株)池田泉州銀行) 入行 平成10年5月 同行システム部長 平成12年5月 同行執行役員 平成15年6月 同行取締役 平成17年6月 同行常務取締役 平成21年10月 当社取締役 平成22年5月 (株)池田泉州銀行常務取締役 平成23年6月 同行専務取締役 平成24年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成24年6月 (株)池田泉州銀行代表取締役頭取(現任) (重要な兼職の状況) (株)池田泉州銀行代表取締役頭取	普通株式 25,382株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の種類及び種類ごとの数
②	かたおか かずゆき 片岡 和行 (昭和27年5月19日生)	昭和51年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成16年5月 (株)UFJ銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 企業部(大阪)部長(部付) 平成16年9月 同行執行役員 平成17年6月 UFJセントラルリース(株)(現三菱UFJリース(株)) 執行役員 平成18年6月 同社常務執行役員 平成21年6月 (株)泉州銀行(現(株)池田泉州銀行) 顧問 平成21年6月 同行専務取締役兼専務執行役員 平成21年10月 当社取締役 平成22年5月 (株)池田泉州銀行専務取締役 平成24年6月 当社代表取締役会長 平成24年6月 (株)池田泉州銀行代表取締役会長 平成27年4月 当社代表取締役会長 総合リスク管理部担当(現任) 平成27年4月 (株)池田泉州銀行代表取締役会長リスク統括部担当(現任) (重要な兼職の状況) (株)池田泉州銀行代表取締役会長	普通株式 14,560株
③	くぼた ひろし 久保田 洋 (昭和28年8月3日生)	昭和52年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成16年1月 亜細亜証券印刷(株)(現(株)プロネクサス) 入社 平成16年10月 同社大阪支店長 平成17年6月 同社取締役大阪支店長 平成20年6月 (株)池田銀行(現(株)池田泉州銀行) 入行 常務執行役員 平成21年10月 当社執行役員 平成22年5月 (株)池田泉州銀行取締役 平成23年6月 同行常務取締役 平成24年6月 当社取締役 平成26年6月 当社代表取締役(現任) 平成26年6月 (株)池田泉州銀行代表取締役専務 平成27年4月 同行代表取締役専務プライベートバンキング本部長(現任) (重要な兼職の状況) (株)池田泉州銀行代表取締役専務	普通株式 19,140株

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の種類及び種類ごとの数
④	つじ じろう 辻 二郎 (昭和29年12月18日生)	昭和53年4月 (株)泉州銀行(現(株)池田泉州銀行) 入行 平成19年1月 同行営業開発部長兼ダイレクト企画室長 平成20年6月 同行執行役員 平成22年5月 (株)池田泉州銀行取締役 平成23年6月 同行常務執行役員 平成25年6月 当社取締役 平成25年6月 (株)池田泉州銀行常務取締役 平成26年6月 当社代表取締役 平成26年6月 (株)池田泉州銀行代表取締役専務 平成27年4月 当社代表取締役監査部担当(現任) 平成27年4月 (株)池田泉州銀行代表取締役専務監査部担当(現任) (重要な兼職の状況) (株)池田泉州銀行代表取締役専務	普通株式 13,809株
⑤	たはら あきら 田原 彰 (昭和31年9月22日生)	昭和54年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成21年5月 (株)泉州銀行(現(株)池田泉州銀行) 入行 経営企画部長 平成21年10月 当社企画部統括部長 平成22年5月 当社執行役員 平成22年5月 (株)池田泉州銀行取締役 平成24年6月 当社取締役 平成24年6月 (株)池田泉州銀行常務取締役 平成26年4月 同行常務取締役企画部担当兼東京事務所担当(現任) 平成27年4月 当社取締役企画部担当(現任) (重要な兼職の状況) (株)池田泉州銀行常務取締役	普通株式 8,920株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の種類及び種類ごとの数
⑥	うかわ 鵜川 かつし 淳 (昭和31年7月19日生)	昭和55年4月 (株)池田銀行(現(株)池田泉州銀行) 入行 平成18年8月 同行企画調整部長 平成18年11月 同行執行役員 平成22年5月 (株)池田泉州銀行執行役員 平成23年6月 同行取締役 平成24年6月 当社取締役 平成26年6月 (株)池田泉州銀行常務取締役 平成27年4月 当社取締役秘書役兼人事総務部担当(現任) 平成27年4月 (株)池田泉州銀行常務取締役秘書役兼人事総務部担当兼総務部担当(現任) (重要な兼職の状況) (株)池田泉州銀行常務取締役	普通株式 11,600株
⑦	いのうえ 井上 もとし 基 (昭和35年5月31日生)	昭和58年4月 (株)池田銀行(現(株)池田泉州銀行) 入行 平成18年11月 同行芦屋支店長 平成20年4月 同行執行役員 平成22年5月 (株)池田泉州銀行執行役員 平成25年4月 同行常務執行役員 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成26年6月 (株)池田泉州銀行常務取締役 平成27年5月 同行常務取締役CS本部長兼先進テクノ本部長兼リレーション推進部長(現任) (重要な兼職の状況) (株)池田泉州銀行常務取締役	普通株式 9,186株
⑧	まえかわ ひろつぐ 前川 浩司 (昭和33年9月15日生)	昭和56年4月 (株)泉州銀行(現(株)池田泉州銀行) 入行 平成24年10月 (株)池田泉州銀行営業推進部長 平成25年6月 同行執行役員 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成26年6月 (株)池田泉州銀行取締役 平成27年4月 同行取締役CS本部副本部長兼CS本部大阪中央地区本部長兼大阪北地区本部長(現任) (重要な兼職の状況) (株)池田泉州銀行取締役	普通株式 10,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の種類及び 種類ごとの数
⑨	ま え の ひ ろ お 前 野 博 生 (昭和37年1月30日生)	昭和60年4月 (株)泉州銀行(現(株)池田泉州銀行) 入行 平成24年6月 (株)池田泉州銀行リスク統括部長 平成24年6月 当社総合リスク管理部長 平成25年6月 (株)池田泉州銀行執行役員 平成26年6月 当社取締役 平成26年6月 (株)池田泉州銀行取締役 平成27年4月 当社取締役人事総務部長兼秘書室長(現任) 平成27年4月 (株)池田泉州銀行取締役人事部長兼総務部 秘書室長(現任) (重要な兼職の状況) (株)池田泉州銀行取締役	普通株式 10,900株
⑩	み や た こ う じ 宮 田 浩 二 (昭和37年4月12日生)	昭和61年4月 (株)池田銀行(現(株)池田泉州銀行) 入行 平成24年6月 (株)池田泉州銀行CS本部部長兼アジアチ ャイナ推進部長 平成25年6月 同行執行役員 平成26年4月 当社企画部長 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成26年6月 (株)池田泉州銀行取締役 平成27年5月 同行取締役アジアチャイナ本部長兼アジ アチャイナ推進部長兼蘇州駐在員事務所 担当(現任) (重要な兼職の状況) (株)池田泉州銀行取締役	普通株式 6,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の種類及び 種類ごとの数
⑪ ※	<p style="text-align: center;">おおはし たろう 大 橋 太 朗 (昭和14年8月31日生)</p>	<p>昭和37年 4 月 京阪神急行電鉄(株)入社 (昭和48年 4 月 1 日に阪急電鉄(株)、平成 17年 4 月 1 日に阪急ホールディングス (株)、平成18年10月 1 日に阪急阪神ホー ルディングス(株)に商号変更)</p> <p>平成 2 年 6 月 同社取締役 平成 4 年 6 月 同社常務取締役 平成 7 年 6 月 同社専務取締役 平成10年 6 月 同社代表取締役専務取締役 平成11年 6 月 同社代表取締役社長 平成15年 5 月 東宝(株)社外監査役 平成15年 6 月 阪急電鉄(株)代表取締役会長 平成16年 4 月 (株)東京楽天地監査役 平成17年 4 月 阪急電鉄(株)相談役 (現任) ※阪急電鉄(株)は平成17年 4 月 1 日に会社 分割を行い、鉄道事業その他の全ての営 業を阪急電鉄分割準備(株) (同日付で阪急 電鉄(株)に商号変更) に承継するととも に、商号を阪急ホールディングス(株)へと 変更。 ※阪急ホールディングス(株)は平成18年10 月 1 日に商号を阪急阪神ホールディン グス(株)へと変更。</p> <p>平成19年 4 月 (株)東京楽天地社外取締役 平成19年 6 月 (株)池田銀行 (現(株)池田泉州銀行) 社外監 査役 平成22年 5 月 (株)池田泉州銀行社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)池田泉州銀行社外監査役 阪急電鉄(株)相談役</p>	<p>普通株式 13,710株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の種類及び種類ごとの数
⑫	ひらまつ かずお 平松 一夫 (昭和22年8月10日生)	昭和54年4月 関西学院大学商学部助教授 昭和60年4月 同大学商学部教授(現任) 平成13年4月 学校法人関西学院理事(現任) 平成14年4月 関西学院大学学長 平成20年6月 住友電気工業(株)社外取締役(現任) 平成21年4月 学校法人関西学院評議員(現任) 平成22年6月 大同生命保険(株)社外監査役(現任) 平成22年6月 新明和工業(株)社外取締役(現任) 平成23年6月 当社社外取締役(現任) 平成23年6月 (株)池田泉州銀行社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 学校法人関西学院理事 (株)池田泉州銀行社外取締役 住友電気工業(株)社外取締役 大同生命保険(株)社外監査役 新明和工業(株)社外取締役	普通株式 一株

注1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者大橋太郎氏は、現在株式会社池田泉州銀行の社外監査役であります。平成27年6月26日をもって退任する予定であります。

4. 大橋太郎氏、平松一夫氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

なお、平松一夫氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、大橋太郎氏が原案通り選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。

5. ①大橋太郎氏を社外取締役候補者とした理由について

大橋太郎氏につきましては、上場企業の代表取締役を経験し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地から取締役としての役割を果たすことが期待できるものと考えております。

②平松一夫氏を社外取締役候補者とした理由について

平松一夫氏につきましては、関西学院大学学長の経歴並びに現職の学校法人関西学院理事、住友電気工業株式会社及び新明和工業株式会社の社外取締役並びに、大同生命保険株式会社の社外監査役としての幅広い経験と高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと考えております。

なお、同氏は過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。

6. 大橋太郎氏が社外監査役に就任している株式会社池田泉州銀行において、平成22年10月、平成23年3月及び平成23年5月に元職員並びに元パート職員による顧客預金着服等による不祥事件が発覚いたしました。大橋太郎氏は日頃から同行の取締役会並びに監査役会において、法令等遵守に関してさまざまな提言を行っておりましたが、当該事件発生後におきましても、チェック態勢等の再発防止及び職員教育の充実等について積極的に助言を行っております。
7. 平松一夫氏が社外取締役として在任している住友電気工業株式会社は、公正取引委員会から自動車用ワイヤーハーネス関連製品の取引に関し平成24年1月19日付で、東京電力株式会社向け架空送電線工事の取引に関し平成25年12月20日付で、それぞれ排除措置命令を受けております。
また、自動車用ワイヤーハーネス関連製品の取引に関し、欧州委員会から平成25年7月10日付で欧州競争法違反行為があったとする決定を、中華人民共和国の国家発展改革委員会から平成26年8月20日付で課徴金納付命令を受けております。
同氏は、これら各事態の判明まで当該命令等の対象となる行為を認識しておりませんが、コンプライアンス（法令順守）に関し、日頃から内部統制システムや具体的施策について確認し意見表明行うとともに、事態の判明後は、同社グループ全体の競争法コンプライアンス体制の整備・充実やその実効性の確保等について取締役会で発言を行っております。
8. 平松一夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
9. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役との間において、当該社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項が定める額とする内容の責任限定契約を締結しております。本総会において大橋太郎氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間において当該契約を締結する予定であります。また、平松一夫氏が社外取締役に選任された場合、同氏との間において当該契約を継続する予定であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の種類及び種類ごとの数
もりのぶ せいじ 森 信 静 治 (昭和24年7月9日生)	昭和53年4月 大阪弁護士会登録 昭和63年4月 梅新法律事務所開設 所長(現任) 平成16年4月 大阪弁護士会副会長 日本弁護士連合会理事 平成17年4月 大阪大学大学院法学研究科招聘教授 連携大学院客員教授 平成25年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成27年2月 北恵(株)社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 北恵(株)社外取締役 梅新法律事務所長	普通株式 一株

- 注1. 森信静治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森信静治氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 森信静治氏を補欠の社外監査役候補者とした理由については、弁護士としての経験及び幅広い見識から当社の経営執行等の適法性について、客観的・中立的な監査をしていただけのものと考えためであります。
- なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。
4. 補欠の社外監査役との責任限定契約について
- 当社は、森信静治氏が社外監査役に就任された場合には、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項が定める額とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

【普通株主による種類株主総会】 株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件 (2)

定時株主総会の株主総会参考書類50頁から57頁に記載の第3号議案「定款一部変更の件 (2)」と同一の内容ですので、当該箇所をご参照ください。

第2号議案 定款一部変更の件 (3)

定時株主総会の株主総会参考書類58頁から60頁に記載の第4号議案「定款一部変更の件 (3)」と同一の内容ですので、当該箇所をご参照ください。

以 上

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）。議決権行使サイトにはパソコン、スマートフォン向けのもの（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）のものがあり、ご利用環境により自動的に振分けられます。

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォン向けサイトからの議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、OS・ブラウザ等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話向けサイトからの議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後5時40分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3.複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1)郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4.議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027 (受付時間 9:00～21:00、通話料無料)

<機関投資家の皆さまへ>

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

株主総会会場ご案内図



■所在地：〒530-0005 大阪市北区中之島5丁目3番51号
TEL：06-4803-5555 (代表) FAX：06-4803-5620 URL：<http://www.gco.co.jp/>

■周辺アクセス

- 京阪電車中之島線「中之島 (大阪国際会議場) 駅」(2番出口) すぐ
- J R 環状線「福島駅」から徒歩約15分
- J R 東西線「新福島駅」(2・3番出口) から徒歩約15分
- 阪神本線「福島駅」(3番出口) から徒歩約15分
- 大阪市営地下鉄「阿波座駅」(中央線1号出口・千日前線9号出口) から徒歩約15分
- J R 「大阪駅」駅前バスターミナルから、大阪市営バス (53系統 船津橋行または55系統 鶴町四丁目行) で約15分、「堂島大橋」バス停下車すぐ
- シャトルバスが、「リーガロイヤルホテル」とJ R 「大阪駅」桜橋口の間で運行しており、ご利用いただけます (定員28名)

お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。